

# 立山町地球温暖化防止実行計画書（改定版）

（2017（平成 29）年度～2030（平成 42）年度）【概要版】

地球温暖化問題は、21 世紀において、私たち人類が解決しなければならない最重要課題の一つです。

立山町地球温暖化防止実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づき、再生可能エネルギーの利用促進や省エネ型ライフスタイルなどの促進などに関する主要施策を掲げ、本町における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。



## 計画の対象範囲

【事務事業編】立山町役場が構成する組織

【区域施策編】立山町全域

## 計画の期間

2017（平成 29）年度～2030（平成 42）年度

※基準年度 2013（平成 25）年度

## 対象とする温室効果ガス

二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)，メタン(CH<sub>4</sub>)，一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)，ハイドロフルオロカーボン(HFC)

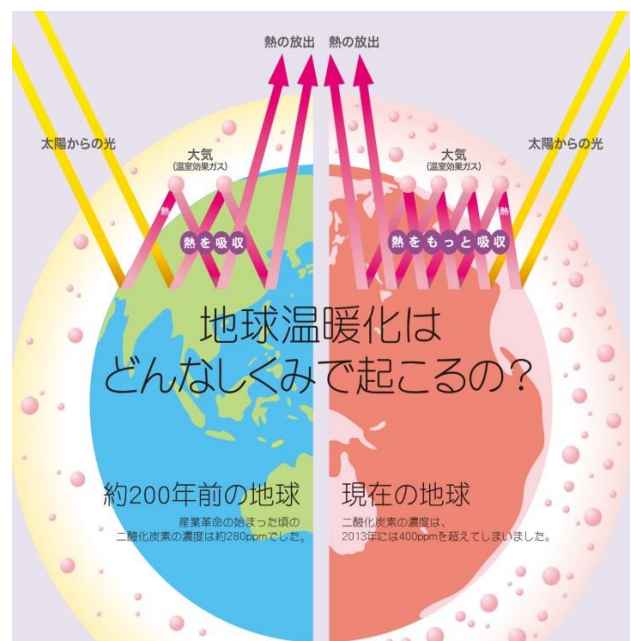
## 地球温暖化とは

二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）などの温室効果ガスは、地表から宇宙に向け放出される熱を吸収し、再び地表に放射する役割があります。

しかし、人類が石炭や石油などの化石燃料を大量に消費し、大気中の温室効果ガスの濃度が急激に上昇した結果、温室効果が強くなり、地球の気温が全体的に上昇しています。

これが「地球温暖化」と呼ばれる現象です。

地球温暖化による主要なリスクとして、沿岸災害被害、洪水・健康被害、暑熱影響、食料不足、生態系の損失等が挙げられます。



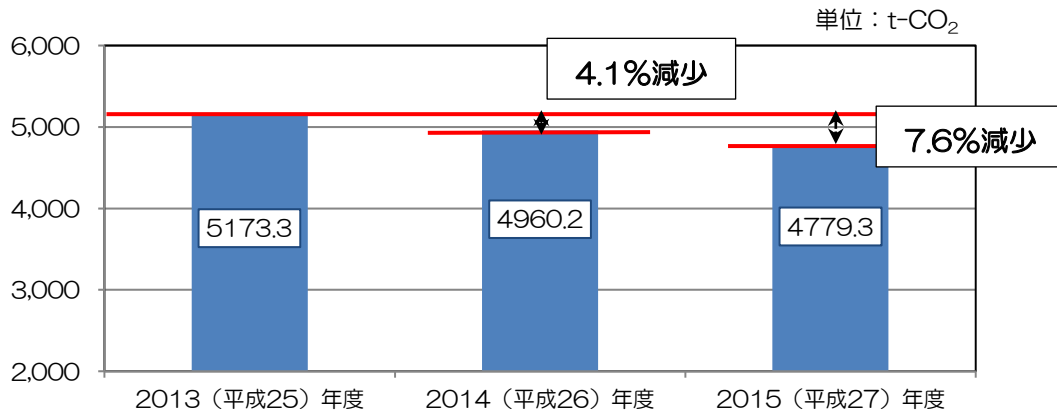
## 温室効果ガスと地球温暖化のメカニズム

出典：全国地球温暖化防止活動推進センターweb サイト  
(<http://www.jccca.org/>)

# 事務事業編

## 立山町の事務事業における温室効果ガス排出量実績の推移

町の事務事業における温室効果ガス排出量は、基準年度である 2013（平成 25）年度の 5,173.3t-CO<sub>2</sub>と比較すると、2014（平成 26）年度は 4.1%減少し、2015（平成 27）年度は、7.6%減少しています。



## 温室効果ガス削減目標

### ○温室効果ガス排出量

2030（平成 42）年度までに、2013（平成 25）年度比で

**40%削減**

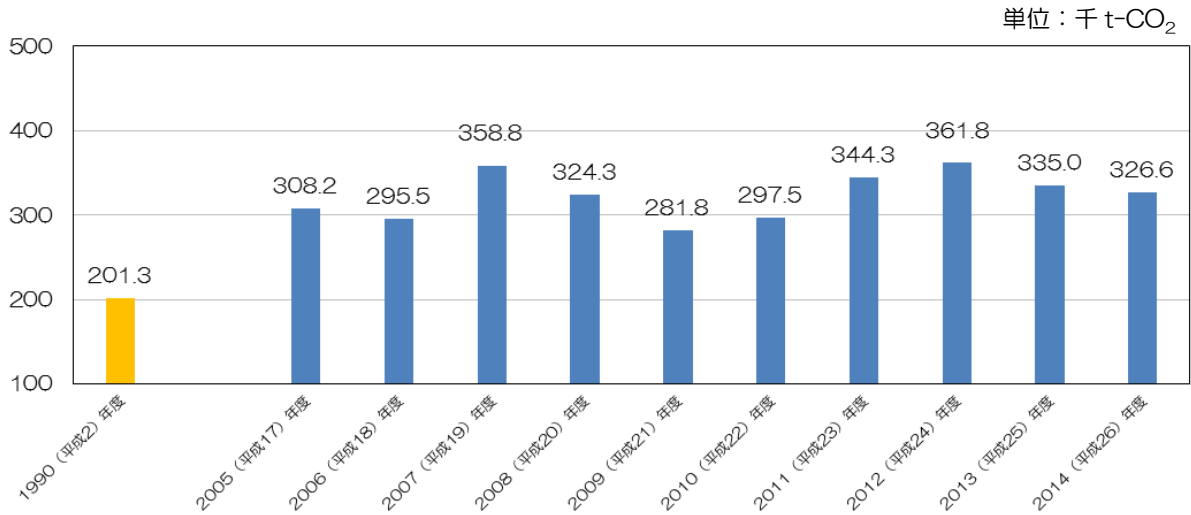
## 主な取組内容

- 省エネ設備改修などに関する取組
  - 公共施設の新築、改修などの際には、省エネ型設備（LED 照明や省エネタイプの空調、環境性能の高い学校給食調理機器など）の導入を行います。
  - 公共施設の新築、改修などの際には、温室効果ガスの排出量の低減に資する素材（再生された素材・再生可能な素材）を出来る限り選択します。
  - 道路灯・街路灯の LED 化に取り組みます。
  - 役場庁舎と町民会館の施設複合化、木造（二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）貯蔵）構造などを検討します。
- 施設管理などでの取組
  - 施設管理マニュアルなどの作成と、これに基づく設備などの運転管理、保守点検、計測・記録などを行い、設備機器の運用改善、運転制御や補修・改修工事の際の工夫などの取組を推進していきます。
- 職員共通の取組（省エネ行動）
  - 全職員が自らの消費行動を見直すと同時に、無駄なエネルギーの使用を無くし、ごみ減量化、リサイクルの更なる推進に向けて町民の理解や協力が得られるように努めます。
- 日常業務に関する取組
  - クールビス・ウォームビスを実施し、体温調整を図ることで、空調設備の使用電力の低減に努めます。
  - 昼休み、就業後において事務所などの不要な照明の消灯を徹底します。
  - 給湯室、トイレ、更衣室、会議室、倉庫などの照明は必要な場合のみ点灯します。
  - 廊下などの照明は支障のない範囲で間引き消灯します。

# 区域施策編

## 立山町（区域）における温室効果ガス排出量実績の推移

基準年度である2013（平成25）年度の温室効果ガス排出量は335.0千t-CO<sub>2</sub>でした。2014（平成26）年度は、基準年度と比較して2.5%減少しています。



## 温室効果ガス削減目標

○温室効果ガス排出量

2030（平成42）年度までに、2013（平成25）年度比で

**30%削減**

## 施策体系

### 基本理念

『人・自然・絆を大切に、守りながら、  
みんなが輝く共生のまちづくりを努めます。  
～発展と伝承を私たちの手で～』

### 基本施策

① 再生可能エネルギーなどの利用促進

② 省エネ型ライフスタイルなどの促進

③ 低炭素なまちづくりの推進

### 主要施策

- (ア) バイオマスエネルギーなどの利用促進
- (イ) その他の再生可能エネルギーの利用促進

- (ア) 省エネ行動の推進
- (イ) 建物などの省エネ化の促進

- (ウ) 環境性能に優れた自動車の普及促進
- (エ) 各種啓発展の開催などの促進
- (オ) 地球温暖化対策実践活動の推進

- (ア) 環境負荷の小さいまちづくりの推進
- (イ) 国立公園「立山」の保全

- (ウ) 森林づくりの推進
- (エ) 家庭系ごみの減量・資源化の促進
- (オ) 事業系ごみの減量・資源化の促進

## 各主体の役割

温室効果ガス削減目標の達成に向けて、町民、事業者、町は、各々の役割を担うとともに、連携・協働して、具体的な取組を進めます。

### ➤ 町民

- 日常生活における省資源・省エネ行動を実践し、環境負荷の低減に努めます。
- 地球温暖化問題への理解を更に深め、地球温暖化に関連する活動へ積極的に参画します。

### ➤ 事業者

- 事業者は、創意工夫を凝らしつつ、製造、流通、使用、消費、リサイクル、廃棄などの事業活動が関わる全ての過程を通じて、温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、環境負荷の低減に寄与する製品・サービスの提供を図ります。
- 従業員への環境教育を行い、企業の社会的役割を果たします。

### ➤ 町

- 町民や事業者が、地球温暖化に関する取組を進めるために必要な仕組みや環境づくりを行うとともに、意識啓発や情報提供を通じて、地球温暖化対策を積極的に推進します。
- 本町の自然的社会的特性を踏まえ、地域特性を活かした最も効果的な取組を、国や富山県、地球温暖化防止活動推進センター、町民及び事業者と連携・協働して進めます。
- 地域の一事業者としての立場から、率先して環境負荷の低減に努めます。

## 進行管理編

本計画で定めた取組を着実に実施し、実効性の高い計画としていくために、本計画の進行管理は、PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（点検）、ACT（見直し）のPDCAサイクルに基づき、実施していきます。

### ➤ 点検・評価の実施

計画の進捗状況を把握するため、毎年度の温室効果ガス排出量（事務事業、町域）及び主要施策の取組内容を点検し、効果の把握に努めます。

### ➤ 点検・評価結果の公表

点検・評価結果については、毎年度、町報や町ホームページなどを通じて公表します。

### ➤ 計画の点検・評価及び見直し

実施した主要施策の効果を検証し、必要に応じて計画を見直します。

